

小型機船底びき網漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 6 月 28 日制定

(趣旨)

第 1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項第 2 号に規定する小型機船底びき網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

(許可等をしない漁業)

第 3 本漁業のうち手繰第 3 種漁業以外の漁業については、許可等をしないものとする。

(制限措置の内容)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 に基づき別に定めるものとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項に規定する条件は別表 2 のとおりとする。なお、別表 2 第 2 号にあっては、操業海域において操業期間が定められている場合に付するものとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、3 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 4 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第38条及び規則第7条第2項に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から10か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

(許可等の申請等)

第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条及び規則第17条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条及び規則第18条の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条の規定による許可証の書換え交付（規則第27条）及び許可証の再交付（規則第28条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

附 則

- 1 この方針は、平成14年6月28日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針（平成6年2月1日施行）の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成16年1月26日一部改正。
- 5 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 令和3年2月15日一部改正。
- 7 令和8年9月25日一部改正。

別表 1

	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の 総ト ン数	漁業者 の資格	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数
	水産動 植物の 種類	漁具の 種類そ の他の 漁業の 方法						
手繰第 3種漁 業（貝、 なまこ けた網 漁業）	貝、 なまこ	けた網 を使用 する底 びき網	第一 種共 同漁 業権 の免 許区 域内 の海 域	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	制限 なし	15 トン 未満	岩手県 内に 住所を 有し、 操業区 域に係 る第一 種共同 漁業権 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者	定めなし

別表 2

漁業 種類	条件
手繰 第3 種漁 業 (貝 、な まこ けた 網漁 業)	(1) ・ ・ ・ ・ と ・ ・ ・ ・ ・ を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。 (2) ・ ・ ・ ・ と ・ ・ ・ ・ ・ を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。 (3) 魚類を採捕してはならない。（漁業協同組合の同意が貝類（又はなまこ）の操業に限られている場合は、「なまこ（又は貝類）及び魚類を採捕してはならない。」とする。） (4) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。